

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【公開番号】特開2019-141493(P2019-141493A)

【公開日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【年通号数】公開・登録公報2019-035

【出願番号】特願2018-30722(P2018-30722)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月8日(2019.8.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

少なくとも一部が導電性を有する導電部材と、

電子部品が実装される実装基板と、を備え、

前記導電部材は、前記実装基板の外周に隣接するように配置され、

前記実装基板は、実装される電子部品に近い位置に形成される第1グランド領域と、該第1グランド領域と実装基板の端部との間に形成される第2グランド領域とを有し、

前記電子部品は、前記第1グランド領域の内側に実装される、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

前記課題を解決するために、本発明の手段Aの遊技機は、

遊技が可能な遊技機であって、

少なくとも一部が導電性を有する導電部材と、

電子部品が実装される実装基板と、を備え、

前記導電部材は、前記実装基板の外周に隣接するように配置され、

前記実装基板は、実装される電子部品に近い位置に形成される第1グランド領域と、該第1グランド領域と実装基板の端部との間に形成される第2グランド領域とを有し、

前記電子部品は、前記第1グランド領域の内側に実装される、

ことを特徴としている。

さらに、前記課題を解決するために、本発明の手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機1）であって、

少なくとも一部が導電性を有する導電部材（例えば、装飾部材803のボス844A～

8 4 4 E ) と、

電子部品（例えば、前側 L E D 8 1 0 ~ 8 1 2 、 8 1 3 など）が実装される実装基板（  
例えば、基板 8 0 1 ）と、

を備え、

前記導電部材は、前記実装基板の外周に隣接するように配置され（例えば、ボス 8 4 4  
A ~ 8 4 4 E は、基板 8 0 1 における切欠部 8 2 4 C に近接して配置される）、

前記実装基板は、実装される電子部品に近い位置に形成される第 1 グランド領域と、該  
第 1 グランド領域（例えば、ベタグランド電極 Y ）と実装基板の端部との間に形成される  
第 2 グランド領域（例えば、外周グランド X ）とを有する（例えば、図 2 4 の変形例 1 2  
参照）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、実装基板に実装された電子部品の誤動作を低減できる。